

おうしゅうエコ事業所事業実施要領

(目的)

第1 この要領は、奥州市内において環境に配慮した取組を行っている事業所等を、おうしゅうエコ事業所（以下「エコ事業所」という。）として登録し、エコ事業所を市民に紹介することにより、環境に配慮した事業者の取組を広げることを目的とする。

(登録対象事業所等)

第2 登録の対象となる事業所等は、次に掲げる要件を具備していなければならない。

- (1) 奥州市内に所在していること。
- (2) 奥州市内において、現に事業を営んでいること。

(登録申請)

第3 エコ事業所として登録しようとする事業所は、次の各号に掲げる登録区分により、必要な事項をすべて記載したおうしゅうエコ事業所登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 1つ星（☆）

別表に掲げる取組又は任意の取組の中から3項目以上5項目以下を設定すること。

- (2) 2つ星（☆☆）

別表に掲げる取組又は任意の取組の中から6項目以上を設定すること。

- (3) 3つ星（☆☆☆）

ア 別表に掲げる取組又は任意の取組の中から6項目以上を設定すること。

イ 取組に係る数値目標を3項目以上設定すること。

ウ 全従業員に環境配慮のための研修を年1回以上実施し、その内容を記録すること。

エ 取組む内容及び結果（数値目標に係るものを含む）を記録し、評価すること。

オ 取組む内容、結果（数値目標に係るものを含む）及び評価を、自ら事業所内に掲示する、ホームページに掲載するなどの方法により公表すること。

(登録証の交付)

第4 市長は、第3の規定による書類を受理したときは、当該書類を審査し、登録申請の内容がこの要領に適合すると認めるときは、エコ事業所に対しておうしゅうエコ事業所登録証（様式第2号。以下「登録証」という。）を交付するものとする。

(登録内容の変更と廃止)

第5 エコ事業所は、登録内容を変更し、又は登録を廃止しようとするときは、速やかにおうしゅうエコ事業所登録内容変更（廃止）届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(登録の取消)

第6 市長は、エコ事業所が次の各号のいずれかに該当する場合は、エコ事業所の登録を直ちに取り消すものとする。

(1) エコ事業所としてふさわしくない行為を行い、かつ、当該行為を改善するための措置を講じなかったとき。

(2) 第8第3項に規定する報告書を報告期限までに提出しなかったとき。

(3) 法令等に違反したとき。

(登録証の返還)

第7 エコ事業所は、登録を廃止し、又は取り消された場合は、直ちに登録証を市長に返還しなければならない。

(エコ事業所の責務等)

第8 エコ事業所は、店頭等に登録証を掲示するものとする。

2 エコ事業所は、自ら掲げた取組の実践に努力するとともに、常に環境に配慮した行動に努めるものとする。

3 エコ事業所は、毎年4月1日（新規登録した年度においては登録日）から翌年の3月31日までの取組状況をおうしゅうエコ事業所取組結果報告書（☆、☆☆事業所用）（様式第4号）又はおうしゅうエコ事業所取組結果報告書（☆☆☆事業所用）（様式第5号）により、毎年5月31日までに市長に報告しなければならない。

(広報)

第9 市長は、エコ事業所の名称及び取組結果を、市民に対して広報するものとする。

(補則)

第10 この要領に定めるもののほか、おうしゅうエコ事業所事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。